

## ○雲南市危険空き家除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、雲南市空き家等対策の推進に関する条例（令和2年雲南市条例第33号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、老朽化により倒壊のおそれのある空き家（以下「危険空き家」という。）を所有者等が除却する場合に交付する雲南市危険空き家除却事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、雲南市補助金等交付規則（平成16年雲南市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）、条例及び規則において使用する用語の例による。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる危険空き家（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす建築物とする。

- (1) 市内に存する個人が所有する建築物で、おおむね1年以上使用のない状態であるもの
- (2) 主として居住の用に供される建築物（併用住宅にあつては延べ面積の2分の1以上を居住の用途に供するものに限る。）
- (3) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、市長が別表第1に定める評定項目の評定の合計が100以上あり、建物の主たる構造が木造であるもの
- (4) 建築物の倒壊により、次に掲げる幹線道路や通学路等に影響を及ぼすおそれのあるもの。ただし、雲南市立地適正化計画において居住誘導区域に設定される区域内に存する補助対象建築物については、この限りでない。
  - ア 雲南市防災会議条例（平成16年雲南市条例第19号）第2条第1号に掲げる雲南市防災計画において避難路に指定される道路及び学校が指定する通学路等
  - イ その他市が管理する道路でアに準ずると市長が認める道路
- (5) 建築物の軒の高さが、建築物と道路の境界線までの距離を超えるもの。ただし、雲南市立地適正化計画において居住誘導区域に認定される区域内に存する補助対象建築物については、「道路」を「隣地」に読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建築物は、補助

対象外とする。

- (1) 法第22条第3項の規定による命令を受けている建築物
- (2) 公共事業等の補償の対象となっている建築物
- (3) 補助金の要件を満たすため、故意に破損又は放置した建築物  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者。ただし、共有名義の補助対象建築物については、共有者全員の合意により選出された者
- (2) (1)に掲げる者の相続人
- (3) 補助対象建築物の存する土地の所有権を有する者（第1号又は前号に掲げる者から補助対象建築物の除却についての同意を得た者に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象外とする。

- (1) 雲南市税等を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 補助対象建築物の所有者と補助対象建築物の存する土地の所有権を有する者が異なる場合において、当該土地の所有権を有する者から当該建築物の除却についての同意を得られない者
- (4) 補助対象建築物に所有権以外の物権（賃借権を含む。）の設定がある場合において、権利者から当該建築物の除却についての同意を得られない者  
(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、補助対象建築物を除却する工事（以下「補助対象事業」という。）であって、次に掲げる要件の全てに該当するものという。

- (1) 補助対象建築物及び付帯する工作物（庭木、石垣等の土地の定着物で周辺環境に支障が生じるおそれのないものを除く。）を全て解体除却処分するもの
- (2) 補助対象事業を行う施工業者が、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の規定による許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者で、県内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

- (1) 第9条に規定する交付決定の前に着手したもの
- (2) 第9条に規定する交付決定の日の属する年度内に補助対象事業が完了しないもの
- (3) 不動産販売、不動産貸付、駐車場運営等を業とする者が、当該事業のために除却を行うもの  
(補助対象経費及び補助金額)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は別表第2のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、次条に規定する補助金の交付申請を行う前に雲南市危険空き家除却事業事前調査申請書（様式第1号。以下「事前調査申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 当該建築物が条例第12条に規定するデータベースに登録されているものについては、前項の書類を省略することができるものとする。

3 市長は、第1項の規定による事前調査申請書の提出があったときは、申請に係る書類等の内容の審査及び現地調査を行い、補助対象建築物に該当するか否かを判定し、雲南市危険空き家除却事業事前調査結果通知書（様式第2号）により申請予定者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条第3項の規定により補助対象建築物に該当する旨の調査結果の通知を受けた者で補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、規則第4条に定める補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し（工事内訳のわかるもの）
- (2) 建物の平面図及び床面積求積図
- (3) 土地及び建物の登記事項（全部事項）証明書
- (4) 誓約書（様式第3号）
- (5) 滞納調査同意書（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、規則第7条に定める補助金等交付決定通知書により申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第14条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 除却工事の写真(除却前、除却中、除却後)
- (3) 除却工事に要した費用の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、交付決定者から前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書の審査、実地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第15条に定める補助金等確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、規則第18条の規定に基づき、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助対象建築物の全てを除却しなかったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合は、規則第18条第4項に定める補助金等交付決定取消通知書により、補助事業者等に通知するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

補助対象建築物の不良度及び危険度の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点				
1	構造一般の程度	① 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45			
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20				
		② 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽又は破損の程度	③ 基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100			
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50				
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
		④ 外壁	イ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15				
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25				
		⑤ 屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15				
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25				
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥ 外壁		イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
						ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
⑦ 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10				
4	排水設	⑧ 雨水	雨樋がないもの	10	10			

備				
				合計

備考 一の評価項目に対して該当する評定内容が複数ある場合における当該評定項目の評点は、その該当する評定内容に応ずる各評点のうち、最も高い評点とする。

別表第2（第6条関係）

補助対象経費	補助金額
建築物の除却工事費の額（当該額が標準除却費を超える場合にあつては標準除却費）に10分の8を乗じて得た額	補助対象経費の1/2以内（ただし、100万円を限度とする。）

備考

- 1 「除却工事費」とは、補助対象建築物の除却工事に要する費用（草木の除草、伐採に要する費用及び家財道具の処分費を除く。）とする。
- 2 「標準除却費」とは、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める標準除却費をいい、この補助金の交付を決定した時点における国土交通大臣が定める標準除却費を使用するものとする。